

令和3年度(2021年度)利用者負担額（保育料）の決定について

◆利用者負担額（保育料）の算定について

利用者負担額は、両親の市民税所得割額の合計により決定します。（児童やその保護者を、他親族が税や健康保険の扶養としていた場合、もしくは実質的な家計の主宰者である場合は、その親族分の税額を合算して算定を行います。）

	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	令和2（2020）年度市民税所得割額 （2019年1月～12月の所得にかかるもの）	令和3（2021）年度市民税所得割額 （2020年1月～12月の所得にかかるもの）

※利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除を除く税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を考慮しません。

※母子世帯で母親が未婚の場合は、みなし寡婦控除が適用となる場合があります。詳細は幼児保育課にお問合せください。

※上記の利用者負担額の他に、施設によっては教材費や給食費・通園バス代等の実費徴収や上乗せ徴収がかかる場合があります。そのほかの費用については、各施設にお問い合わせください。

※利用者負担額を滞納した場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となりますので、御注意ください。

令和3（2021）年度 口座振替日 （つくば市徴収の場合）

月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月分	5/6	8月分	9/2	12月分	1/7
5月分	6/2	9月分	10/4	1月分	2/2
6月分	7/2	10月分	11/2	2月分	3/2
7月分	8/2	11月分	12/2	3月分	3/28

※認定こども園、小規模保育園は、施設で直接徴収のため、振替日は施設によって異なります。

◆多子世帯への軽減について

きょうだいで利用する場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。きょうだい数は、認可の教育・保育施設等及び認可外保育施設（企業主導型に限る。）に入所中の児童のみでカウントします。



※1 市民税所得割額が57,700円未満世帯。

※2 ひとり親世帯、もしくは世帯員のいずれかが障害者手帳（療育手帳も含む）を持つ世帯のなかで、市民税所得割額が77,101円未満の世帯が該当します。

【問合せ先】つくば市 幼児保育課 入所入園係

TEL 029-883-1111（内線 1533、1553、1622～1624）